

食料・農業・農村政策審議会 企画部会について

食料・農業・農村基本計画 骨子（案）の概要

資料 2

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法で定める**基本理念（食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興）の実現**を図る観点から、**5つのテーマ**（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・**持続的**な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）を設定。

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

食料安全保障の確保

- 農業者が急減し、国内需要を賄うために必要な農地の1/3程度しかない中、人・農地等の資源をフル活用し**食料自給力**を確保する必要。

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大 + 安定的な輸入の確保 + 備蓄の確保

食料自給力の確保

（人、農地、技術、生産資材）

輸出の促進

（国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス + 経済的アクセス + 不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

多面的機能の発揮

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全

地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会創出 + 経済面の取組 + 生活面の取組

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

国民理解の醸成

- 農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につながる効果的な施策を、様々な施策間の連携を図り展開。

主な施策

主要テーマ1：我が国の食料供給

【国内の農業生産の増大】

- 将来にわたって安定運営できる**水田政策の確立**
- 需要に応じた**麦・大豆等の本作化**
- **国産飼料**への転換
- 加工・業務用野菜の供給体制の構築
- 果樹の省力樹形等の導入

【食料自給力の確保】

- **地域計画に基づく担い手（離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体）への農地集積・集約化**、規模拡大や事業多角化のための経営基盤の強化、新規就農・新規参入の推進、雇用労働力確保の環境整備
- **共同利用施設等の再編集約・合理化**、家畜市場・食肉処理施設の再編集約・機能強化
- 地域計画と連携した農地の**大区域化、情報通信環境**の整備、水田の**汎用化・畑地化**、農業水利施設の保全管理・防災減災対策
- 生産性向上のための**多収品種**等の育成・導入
- **スマート農業技術**の開発・導入や技術に適した**生産方式への転換**、スタートアップやサービス事業者の育成・確保
- **国内肥料資源**への転換、肥料原料の備蓄体制の強化、防除ニーズに対応した農薬登録・再評価の円滑な実施、種苗の安定供給

【付加価値の向上】

- 付加価値向上のための、高い品質を有する品種の開発・導入、農産物を活用した**新たな事業の創出、知的財産の保護・活用**、付加価値の高い商品の輸出

主要テーマ2：輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

- **マーケットイン・マーケットメイク**の観点から、海外現地における伴走支援等を通じた**新たな輸出先の開拓**、輸出解禁等に向けた各国・地域との協議、輸出事業者のコミュニティを活用した輸出に積極的に取り組む事業者の増加、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- **食品産業の海外展開**のためのグローバル・フードバリューチェーン官民推進協議会等を通じた事業者支援
- **インバウンドによる食関連消費の拡大**のための関係省庁・関係機関と相互連携の強化による海外向けの日本食プロモーション
- 優良品種の戦略的な海外ライセンス及び優良品種の海外流出・無断栽培の抑止の推進

主要テーマ3：国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

【食品産業の発展】【合理的な価格形成】

- 原材料調達安定化等**食品等の持続的な供給のための取組の促進**、中継共同物流拠点整備、モーダルシフト等による物流の効率化、**環境・人権・栄養への配慮**の取組拡大、フードテックビジネス創出の戦略策定
- コスト指標の検討とそれを活用した**価格形成方法の具体化**
- **【食品アクセス（物理的アクセス、経済的アクセス）】**
 - **地域の関係者が連携して取り組む体制づくり** ○ **ラストワンマイル物流の確保**の促進
 - 未利用食品の質・量の充実にに向けた**出し手・受け手のマッチングの促進**、食品事業者による**食品寄附の取組内容の見える化**、フードバンク・こども食堂・こども宅食等の**食料受入・提供機能等の強化**
- **【不測時のアクセス】**
 - 食料供給困難事態対策法に基づく**総量確保**や**仕向け先の調整**など事態に応じた対策

主要テーマ4：環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

【環境と調和のとれた食料システムの確立】

- 食料・農林水産業における気候変動対策や関連産業の育成、投資促進も含めた**「みどりGX推進プラン（仮称）」の推進**
- **新たな環境直接支払交付金**や**クロスコンプライアンス**の実施を通じた取組促進
- オーガニックレッジの拡大等による**有機農業の推進** ○ バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組促進
- 食品産業の製造工程の**脱炭素化**や環境負荷低減に資する**技術導入等の促進**、事業系食品ロス削減に向けた**商慣習の見直し**
- 環境負荷低減の**見える化**や**J-クレジット**の取組拡大

【多面的機能の発揮】共同活動を行う組織の広域化や多様な者の参画等による農業生産活動の継続

主要テーマ5：農村の振興

【地域の共同活動の促進】

- 共同活動を行う**組織の広域化**や**多様な者の参画**等による体制強化
- **【多様な人材が農村に関わる機会の創出】**
 - **関係省庁連携**の下、**官民共創**の仕組みによる民間企業等の参画促進
 - 二地域居住の推進

【自然災害への対応】

- 自然災害に対し、**農業・農村の強靱化**等により、**安定した農業経営や農村での安全・安心な暮らし**を実現。

【経済面の取組（所得向上と雇用創出）】

- 農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し**付加価値のある**内発型新事業の創出
- **【生活面の取組（生活の利便性確保）】**
 - 農村コミュニティ維持に資する**農村RMO**の立上げと活動充実の推進
 - **【中山間地域等の振興】**
 - 共同活動を行う組織のネットワーク化や多様な者の参画等による体制強化
 - 地域特性を活かした高収益作物の導入等の支援
 - 農村コミュニティ維持に資する農村RMOの立上げと活動充実の推進
 - **【鳥獣被害対策】** ICTの活用等による効果的・効率的な捕獲対策

- **施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**
- 食料システムのあらゆる場面で**DX**を推進。
- **団体間の相互連携**による業種を超えた垂直的取組を推進。

- 1 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後 20 年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法を改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）。
- 2 改正基本法で掲げる基本理念に基づき基本的な施策の方向性を具体化する食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）は、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間は 5 年間として定める。
- 3 基本計画の実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標や施策の有効性を示す KPI を定めることとし、少なくとも年 1 回、その目標の達成状況を調査・公表、KPI の検証により PDCA サイクルによる施策の見直しを行う。

- 4 食料・農業・農村は、食料安全保障に関わる大きな情勢の変化や課題に直面。

（農業者の減少・高齢化）

- ・我が国は、農業者の減少・高齢化が著しく進展。我が国の食料需要を賄うために必要な農地の 3 分の 1 しかない中、この農地をフル活用し、現在よりも相当程度少ない農業経営体で、国内への食料供給を担う必要。その際、生産性向上、付加価値向上による所得の確保・向上が課題。

（国際的な食料需要の増加、食料生産・供給の不安定化）

- ・世界人口は急増し食料需要も増加する一方、気候変動による異常気象の頻発化、世界各地における地政学的リスクの高まりなどにより生産・供給も不安定化。
- ・食料や生産資材の買付けをめぐる競争が激化する中、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている。

（人口減少に伴う国内市場の縮小）

- ・国内市場への供給のみを想定した農業生産・食品生産を続けていくなれば、将来の事業拡大や投資の意欲を削ぐことにもなるため、海外から稼ぐ力の強化が必要。

（食品アクセスの問題の顕在化）

- ・高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者、いわゆる買物困難者や、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加。

（生産資材の高騰）

- ・飼料や肥料の価格上昇に、農産物価格の価格上昇が追い付いていない状況。

（地球温暖化問題、生物多様性の保全への対応）

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、農業・食品産業に対しても、対応が社会的に求められている。

（中山間地域をはじめとした農村の地域社会の維持が困難）

- ・農村では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、農業生産活動に必要な集落による共同活動の実施率が低下。また、農村内の非農業者も今後大幅減少。
- ・特に中山間地域は、全国の総農家数、耕地面積、農業産出額のそれぞれ約 4 割を占める重要な地域であるが、農業生産条件が不利。所得の確保・向上が課題。

（自然災害のリスク）

- ・気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化。南海トラフ地震等大規模地震の発生が切迫。

- 5 改正基本法で定める、基本理念の実現を図る観点から、5 つのテーマ（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）で整理。

目 次

I 我が国の食料供給	1
1 国内の食料供給	1
(1) 土地利用型作物	1
①水田政策の見直し	1
②米	2
③麦	3
④大豆	4
⑤飼料作物	4
⑥そば	5
(2) いも類	5
①かんしょ	5
②ばれいしょ	6
(3) 甘味資源作物（砂糖）	6
①てん菜	6
②さとうきび	7
(4) 野菜	7
(5) 果樹	8
(6) 油脂類	8
(7) 畜産物	9
①牛肉	9
②豚肉	10
③鶏肉	10
④鶏卵	11
⑤生乳	11
(8) 水産物	12
(9) 花き・地域特産作物	13
①花き	13
②茶	13
③薬用作物	14
2 食料自給力の確保	14
(1) 農業構造の転換	14
①地域計画を核とする取組	14
②共同利用施設の再編集約・合理化	15
③農業生産基盤の整備・保全	15
④規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化	17
⑤持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備	17
⑥農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応	18
⑦中長期的なセーフティネット対策	18
(2) 農地の確保に向けた取組	18

(3) 生産性向上に向けた取組.....	18
①スマート農業技術等の開発・普及促進	18
②食料・農林水産分野のスタートアップによる技術開発・実装.....	19
③品種開発.....	19
④研究開発・実用化及び普及を加速化するための環境整備	20
⑤農林水産技術の国際研究及び技術普及の推進.....	20
(4) 生産資材の供給	21
①肥料.....	21
②農薬.....	21
③種苗.....	22
④飼料.....	22
⑤燃料・エネルギー	23
⑥動物用医薬品.....	24
3 付加価値向上に向けた取組.....	24
(1) 高い品質を有する品種の開発・導入促進.....	24
(2) 農産物を活用した新たな事業の創出の促進等.....	25
(3) 知的財産の保護及び活用の推進.....	25
(4) 付加価値の高い製品の輸出等	26
4 農作業安全の確保と農業生産工程管理及び衛生管理.....	26
(1) 農作業安全	26
(2) GAP・HACCP	26
5 動植物防疫.....	26
(1) 家畜伝染病への対応.....	26
(2) 植物の病害虫への対応	26
(3) 動植物検疫	27
(4) 薬剤耐性.....	27
(5) 獣医師・獣医療	27
6 不測時における食料供給の確保.....	27
7 輸入の安定化.....	27
8 国際戦略	28
(1) 戦略的二国間関係の構築.....	28
(2) 環境・人権等新たな議論への対応.....	28
(3) 関係構築のための国際協力.....	28
(4) 国際的課題への貢献.....	29
II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）.....	30
1 農林水産物・食品の輸出の促進.....	30
(1) 需要拡大の取組	30
(2) 供給力向上の取組	31
2 食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大	32
(1) 食品産業の海外展開.....	32
(2) インバウンドによる食関連消費の拡大.....	32

3	品種のグローバル展開	32
(1)	海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組の整備	32
(2)	優良品種の海外流出・無断栽培の抑止	32
(3)	マーケットインの品種の開発・再評価	33
III	国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム	34
1	食品アクセスの確保	34
(1)	平時における食品アクセスの確保	34
(2)	不測時における食品アクセスの確保	35
2	食品産業	35
(1)	農林漁業者等との安定的な取引関係の確立	35
(2)	流通の合理化	35
(3)	環境負荷低減等の促進	35
(4)	消費者の選択への寄与	36
(5)	技術の開発・利用の推進	36
(6)	事業基盤の充実等	36
3	合理的な価格形成	36
(1)	コストの明確化	36
(2)	消費者をはじめとする関係者の理解醸成	36
(3)	合理的な費用が考慮される仕組みの構築等	36
4	食品安全・消費者の信頼確保	37
(1)	食品安全に関するリスク管理	37
(2)	食品表示の適正化等	37
IV	環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮	38
1	農業生産活動における環境負荷の低減	38
(1)	環境負荷低減に向けた横断的な取組	38
①	みどり GX 推進プラン（仮称）	38
②	クロスコンプライアンスの本格実施	38
③	新たな環境直接支払交付金の創設	39
④	みどりの食料システム法による支援	39
⑤	国際環境交渉	39
(2)	環境負荷低減に向けた個別分野の取組	39
①	気候変動対策の推進	39
②	化学農薬・化学肥料等資材の使用量低減	40
③	有機農業の推進	40
④	農林漁業循環経済地域の創出	40
⑤	プラスチック資源循環への対応	41
2	食品産業・消費における環境負荷の低減	41
(1)	食品産業における環境負荷低減等の促進	41
(2)	食品ロスの削減	41
(3)	プラスチック資源循環への対応	42
(4)	環境負荷低減等の取組の見える化の推進	42

(5) J-クレジットの取組拡大	42
(6) 食料システムの関係者の理解浸透の推進	42
3 多面的機能の発揮	42
(1) 多面的機能への国民理解促進	42
(2) 多面的機能の発揮のための共同活動	43
(3) 環境負荷低減の取組の加速化	43
V 農村の振興	44
1 多様な人材が農村に関わる機会の創出	44
(1) 民間企業や関係省庁との連携を通じた経済面・生活面の取組	44
(2) 農山漁村の魅力発信	45
(3) 都市農業	45
2 農村における所得と雇用機会の確保（経済面）	45
(1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進	45
(2) 農泊の推進	46
(3) 農福連携の推進	46
(4) 多様な人材等の参画の推進	46
3 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）	46
(1) 農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成推進	46
(2) 生活インフラ等の確保	46
4 地域の共同活動の促進	46
5 中山間地域等の振興	47
(1) 中山間地域等の特色を活かした農業	47
(2) 集落機能の維持	48
6 鳥獣被害対策	48
(1) 鳥獣被害対策	48
(2) ジビエ利用の拡大	48
VI 国民理解の醸成	49
1 食育の推進	49
2 食文化の保護・継承	49
3 農山漁村の魅力発信	50
4 消費者の行動変容	50
VII 自然災害への対応	51
1 東日本大震災からの復旧・復興	51
(1) 地震・津波被災地域	51
(2) 原子力災害被災地域	51
2 令和 6 年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興	51
3 自然災害への備え	52
(1) 能登半島地震を踏まえた初動対応等の災害対応の体制強化	52
(2) 災害に備える農業経営の取組の全国展開等	52
(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策	53
(4) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立・普及	53

(5) 災害発生時における食料供給確保のための備えの強化	54
4 自然災害からの復旧・復興	54
(1) 支援策の周知、活用	54
(2) 災害復旧事業の効率的実施	55
(3) 再度災害の防止	55
(4) 新技術の活用	55
VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	56
1 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	56
(1) 食料システムのあらゆる場面での DX の推進	56
(2) デジタル化による行政手続きの効率化	56
(3) 行政データ等の利活用の高度化	56
2 団体間の相互連携等	57
(1) 団体間の相互連携	57
①合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業・食品産業	57
②需要に応じた生産	57
③輸出促進	57
(2) 団体の再編整備	57
①農業協同組合系統組織	57
②農業委員会系統組織	58
③農業共済団体	58
④土地改良区	58
3 幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進	58
4 地域の実態に即した施策の展開	58
5 効果的かつ持続的な施策の推進体制	59
6 財政措置の効率的かつ重点的な運用	59

I 我が国の食料供給

基本的な方針

我が国においては、農地が現在の人口 1.2 億人分の需要全体を賄うために必要な面積の 1/3 程度しかなく、さらに農業従事者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。

こうした観点から、農業生産の基盤となる担い手（離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体）の育成・確保、多様な農業者（農業を副業的に営む経営体等）による適正な農地の保全・管理を図る。また、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保並びにスマート農業技術や多収品種等の先端的技術の開発・普及等による土地生産性の向上（単位面積当たり生産量の増加）及び労働生産性の向上（単位労働時間当たり生産量の増加）を図るとともに、農産物の付加価値の向上や輸出の拡大を図る。

農業生産において必要不可欠な生産資材について、輸入依存度の高い窒素、リン酸、カリウムといった肥料成分の国内資源の利用拡大や飼料作物の生産拡大を図る。また、生産資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる。

加えて、国内生産で賄えない食料・生産資材について需要を満たすには、輸入することになるが、輸入リスクの高まる中、安定的な輸入の確保が必要である。また、不測の事態の発生初期における対策として、備蓄の確保が必要である。

具体的な施策

1 国内の食料供給

（1）土地利用型作物

①水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和 9 年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

- ・水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。このため、令和 9 年度以降、「5 年水張りの要件」は求めない。

※ 現行水活の令和 7 年・8 年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

- ・米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援。
- ・国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。
- ・麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。
- ・有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。
- ・農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴

いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。

- ・産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。
- ・中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。
- ・予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

②米

(消費)

- ・食生活や意識の変化に対応し、学校給食やその他の食育の場において食べ方や健康に関わる知識等の普及を図るとともに、パックご飯の生産拡大や中食・外食等実需者と生産者との結びつきの強化を図ること等を通じて、新たな需要への供給力の強化を図る。
- ・米粉の特徴を活かした利用方法に関する情報発信や喫食機会の拡大、米粉の新商品・メニューの開発を通じ、新たな需要の創出を図る。

(輸出)

低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進める。

- ・農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模 15ha 以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯圃の解消
- ・農地の大区画化（1 ha 以上の団地の農地を新たに整備）
- ・品種改良、多収量品種の作付け拡大
- ・大区画化を活かしたスマート技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を 50%以上に向上）
- ・上記取組により大規模輸出に取り組む輸出産地を 30 産地形成（本産地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）

あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進める。

- ・日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大

(生産)

- ・生産コストの低減を通じて農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るため、地域計画を活用した農地の集積・集約化や農地の大区画化等の基盤整

備に加え、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組や、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及やスマート農業技術の導入、ドローン直播等のより省力的な直播栽培や再生二期作等の実証・導入、適量施肥等による物財費低減等を推進する。

- ・有機栽培技術の普及に向けた指導体制の構築や省力化・効率化に資する機械除草体系の確立・普及を推進するとともに、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。また、収量低下や生物多様性保全に留意の上、J-クレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組や、その他のメタン削減技術の開発・利用を推進する。
- ・米粉に適した品種の開発・普及等を行うとともに、需要側のニーズを踏まえた生産のため、米粉製品の製造能力強化に向けた支援を行う。

(流通)

- ・需要に応じた生産と販売を徹底するため、引き続き米の需給に関するきめ細やかな情報発信を図ることに加え、事前契約による生産者と実需者との結びつきを強化し、更には、播種前契約や複数年契約への転換を図ることにより、農業者の経営の安定と拡大する中食・外食需要等への対応の両立を図る。
- ・産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモダルシフト等、低コスト化や物流効率の改善につながる取組を推進する。

③麦

(消費)

- ・国産麦の付加価値やブランド価値の醸成を図り、国産への切替えや国産の更なる利用拡大を促すための、新商品開発、新商品のPR等の取組への支援を行う。

(生産)

- ・気候変動に伴い、春先の高温傾向に伴う節間伸長を防ぐとともに、実需者が求める品質水準を満たすため、病虫害抵抗性を備え高品質で安定生産が見込める多収品種の開発や、降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に対応する排水対策等の営農技術の導入支援等を行う。
- ・安定的な数量・品質での供給を実現するため、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備への支援、多収品種の開発・普及、スマート農業技術等を活用した効率的な栽培体系による適期作業の推進、実需のニーズを踏まえた品種転換や農地の有効活用による産地形成を図る。特に北海道においては、耐病性品種等の開発・普及、特に都府県においては、集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等による生産性の向上、大規模化に向けた受託組織等の育成への支援を行う。

(流通)

- ・流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保

管経費に対して、引き続き一定の支援を行う。

④大豆

(消費)

- ・食品用については、輸入大豆から国産大豆への切替えを促進するため、国産大豆を使用した商品開発等を推進する。

(輸入)

- ・製油用及び国産で賄えない食品用については、輸入相手国との政府間対話等による良好な信頼関係の維持・強化、我が国事業者が輸入相手国現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて輸入の安定化を図る。

(生産)

- ・適期作業を推進するため、大規模化に向けた受託組織等の育成、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した農作業の効率化や、需要や地域の作業適期に応じた品種選択を図る。
- ・気候変動に伴い、実需者が求める品質水準を満たすため、病虫害抵抗性を備え高品質で安定生産が見込める多収品種の開発や、降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に対応する排水対策等の営農技術の導入支援等を行う。
- ・安定的な供給を実現するため、極多収品種の普及推進と更なる開発の加速化、集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等による生産性向上の取組支援を行う。

(流通)

- ・実需者の求める品質・ロットに応じた供給を可能にする産地等へのフレコン充填設備等の導入支援を行うほか、流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保管に対して、引き続き一定の支援を行う。

⑤飼料作物

(生産)

- ・地域の実情や需要に応じた国産飼料の生産・利用の拡大を図るため、飼料生産を地域計画に位置付けるよう促すとともに、耕種農家と連携した飼料生産等を推進する。
- ・限られた労働力を活用し、持続的な生産体制を構築するため、コントラクター、TMR センター等の外部支援組織の運営強化を図る。
- ・省力化や生産性向上を図るため、地域の実情も踏まえながら、青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物について、需要に応じた生産を図るとともに、草地の整備・改良、放牧、スマート農業技術や新品種の開発・普及などを推進する。

(流通)

- ・持続的な流通体制の構築のため、品質表示による販売拡大、国内流通に適した加工・調製等を促進する。

⑥そば

(消費)

- ・実需者ニーズに対応する新たな特性（冷蔵保存耐性等）を有する品種の開発・普及等を推進する。

(生産)

- ・湿害リスクに応じた効率的な湿害軽減技術の体系化・普及、多収・難脱粒性・難穂発芽性・耐倒伏性に加え、幅広い作期・作型に対応可能な品種の開発・普及、単収・品質向上、規模拡大等に向けた農業機械等の導入、乾燥調製施設等の整備等を推進する。

(加工・流通)

- ・加工、流通段階における複数年契約取引の拡大を推進する。

(2) いも類

①かんしょ

(消費)

- ・生食用、加工食品用、でん粉原料用、醸造原料用の各用途で求められる品種や品質・規格等が異なるため、産地と実需者が連携し、実需者に安定的に原料を供給する産地を育成・拡大することで、国内の潜在需要を最大限に顕在化させる。

(輸出)

- ・需要に応じた生産や新たな需要拡大が図られるよう、輸出産地の育成、輸送時の腐敗防止技術の普及やキュアリング施設等の整備等を推進する。

(生産)

- ・サツマイモ基腐病の克服に向けて、引き続き、「持ち込まない」「増やさない」「残さない」取組を推進する。
- ・用途ごとの実需者のニーズを踏まえた安定生産・供給に向けて、基腐病抵抗性、多収性（でん粉原料用）、加工適性、機械化適性を有する品種の開発・普及を推進する。
- ・労働時間・労働負荷の低減、規模拡大に向けて、挿苗機、収穫機の開発・普及、機械化に対応した栽培体系の確立・普及、作業の集約化・外部化に向けた作業受託組織の育成等を図る。
- ・でん粉原料用かんしょの安定供給、でん粉工場の持続的な操業のため、引き続き、糖価調整制度を通じて経営の安定を図るとともに、合理化を推進する。

(加工・流通)

- ・加工食品用について、需要に応じた生産や新たな需要拡大が図られるよう、加工・流通施設の整備、販路開拓を推進する。

②ばれいしょ

(消費)

- ・産地と実需者が連携し、実需者に安定的に原料を供給する産地を育成・拡大することで、国内の潜在需要を最大限に顕在化させる。

(生産)

- ・種ばれいしょの生産については、AI 技術等を活用した省力化や複合病害抵抗性品種の開発・普及により労働負荷を低減するとともに、実需と連携した需給計画に基づく種ばれいしょ産地の育成や作業の組織化等の持続的生産体制の構築を図る。
- ・高温等、近年の気候変動に対応した安定生産が可能な栽培技術の確立・普及を推進するほか、需要に応じたばれいしょの安定生産に向け、病虫害抵抗性、多収性、加工適性や機械化適性等を有する品種の開発・普及を推進する。
- ・加工用ばれいしょの生産拡大に向け、北海道においては収穫・選別作業の省力化のための倉庫前集中選別等の基幹作業の集約化・外部化に加え、AI 技術の活用による自動化・無人化を推進するとともに、都府県においては機械化一貫体系の確立・普及に向け、小型の乗用収穫機の開発・普及、農地の大区画化及び共選体制の整備を推進するほか、輸入シェアが高い加工食品の国産ばれいしょへの転換を促進するため、加工食品用に適した品種の開発や、加工施設の整備の充実を図る。
- ・でん粉原料用について、引き続き、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する。

(加工・流通)

- ・加工用の国産ばれいしょへの転換を促進するため、加工施設の整備を推進するほか、でん粉工場について、引き続き、糖価調整制度を通じて経営の安定を図るとともに、合理化を推進する。

(3) 甘味資源作物(砂糖)

(消費)

- ・新規需要開拓等により、需要の拡大を図る。

(生産、加工・流通)

- ・糖価調整制度の持続可能性の向上に取り組み、国内産糖の安定供給を図る。

①てん菜

- ・砂糖の需要量が長期的に減少する中で、引き続き需要に応じた持続的なてん

菜生産を推進する。

- ・移植から直播栽培への転換や基幹作業の外部化等により労働負担の軽減を図るなど、規模拡大への対応を推進するほか、化学肥料等の投入量を低減した栽培体系の確立・普及を図るとともに、病害抵抗性品種の開発・普及、適期防除等を推進する。
- ・てん菜糖工場の物流の効率化を図るため、中間受入施設や大型車両用のパイラー等の整備を推進する。

②さとうきび

- ・農業機械の導入等による担い手・作業受託組織の育成を推進する。
- ・地力増進等生産性向上の取組や多茎型など機械化適性品種の開発・普及、農地の大区画化、かんがい施設等の生産基盤の整備を推進する。
- ・農業保険による対応に加え、基金を活用した自然災害による被害からの回復等の支援を行う。
- ・甘しゅ糖工場の安定的な操業体制を確立するため、省力化設備・施設の導入、人材確保・多能工の育成等を推進する。

(4) 野菜

(消費)

- ・国民健康づくり運動である「健康日本 21（第三次）」における野菜摂取量の目標値 350g（20 歳以上、1 人 1 日当たり、2032 年度）の達成に向けて、消費者に向けた情報発信や消費拡大の取組を図る。
- ・特に、家庭における食の外部化やインバウンドの増加によりニーズが高まっている中食・外食等の場面において、国産野菜の需要喚起に向けた取組を推進するとともに、国内消費の約 3 割を輸入が占める加工・業務用野菜の国産シェアを高めるための対策を推進する。

(輸出)

- ・防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する産地育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図る。

(生産、加工・流通)

- ・担い手が減少する中でも、家庭用、加工・業務用を合わせて需要に見合う供給量を確保するため、国産野菜の生産基盤の維持・強化に向けて、スマート農業技術・省力化品種・高温耐性を備えた品種等の開発・導入、地域計画を活用した農地の集積・集約化や基盤整備などによる生産性の向上・コスト低減を推進する。
- ・国内消費の約 3 割を輸入が占める加工・業務用野菜については、国産シェアを奪還・拡大していく観点から、実需者ニーズに応えた産地育成（機械化適性品種・大型品種の導入、機械一斉収穫の導入、出荷規格の簡素化等）や、複数産地、加工・流通、実需等が一体となったサプライチェーンの強靱化（流通体制